

◎新潟県告示第960号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年9月7日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 博愛仁志会	新潟市秋葉区出戸108	居宅介護支援事業所 汐彩	北蒲原郡聖籠町大字次第浜5372番地	居宅介護支援	H30.7.1
株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ佐渡かないグループホーム	佐渡市吉井本郷字新町144-1	認知症対応型通所介護	H24.10.1
株式会社 菜の花	五泉市東石曾根5648番地	小規模多機能型居宅介護 とういし菜の花	五泉市東石曾根5651番地	小規模多機能型居宅介護	H30.5.7
株式会社 菜の花	五泉市東石曾根5648番地	小規模多機能型居宅介護 とういし菜の花	五泉市東石曾根5651番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	H30.5.7
株式会社 アルプスビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	まちトレ上越	上越市新光町1丁目6番17号	通所介護	H30.7.1